療育手帳情報と個人番号(マイナンバー)との紐付け誤りについて

「療育手帳」は障害者手帳の一つであり、知的障がいのある方が各種の福祉サービスを受けるために必要となるもので、申請の受付は市町村が、発行は県が行っています。

このたび、療育手帳の情報とマイナンバーとの紐付けの点検を行っていたところ、登録誤り等の事案が23件確認されました。

当該情報については、確認後ただちに削除し、現在は解消されております。 なお、当該情報に住所、氏名、生年月日等の個人が特定される情報は無く、 誤った情報が閲覧された履歴も確認されておりません。

1. 経緯

厚生労働省からの紐付け点検の依頼通知(6月20日付け)に基づき、療育手帳の発行機関である各総合支庁において療育手帳情報とマイナンバーの紐付け状況の確認を行ったところ、紐付け済みの計9,025件中23件の紐付け誤りが判明したもの。

2. 紐付け誤りの概要

療育手帳事務については、総合支庁毎に表計算ソフト(Excel)に担当者が 手入力で情報を入力し管理している。また、手帳情報を手帳交付者のマイナン バーに登録する際も、表計算ソフトで作成したデータを用いて登録しているが、 これらの作業において、以下の①~③の事案により紐付け誤りが発生した。

① 療育手帳番号の重複 (9件)

【原因】年度誤りによる番号付番や、他地域への転出者の番号管理の不備

- ② マイナンバーへの登録時に使用する番号の重複(12件) 【原因】他地域からの転入者への番号付番に関する規則の認識不足
- ③ マイナンバーへの登録時のマイナンバーの取り違え(2件) 【原因】同姓同名の2名のそれぞれのマイナンバーを取り違えて登録

3. 個人が特定される情報の流出等

- ・当事者や他の行政機関などが手帳情報を閲覧した履歴は確認されていない。
- ・住所、氏名、生年月日等の個人が特定される情報の流出は確認されていない。 (参考)マイナポータルで閲覧できる療育手帳情報
 - 療育手帳番号
 - ·交付年月日(返還年月日、再交付年月日)
 - 障害程度
 - 次回判定年月日
 - · 旅客鉄道株式会社旅客運賃減額区分

4. 再発防止に向けて

- ・療育手帳の発行機関である各総合支庁において、複数名によるチェックを徹 底する。
- ・今後、療育手帳の情報を一元的にデータ管理できるようにする等のシステム の導入を速やかに検討するなど、手作業による工程を減らしていく。
- ・国は、マイナンバーの紐付け総点検の中間報告(8月8日)の中で、再発防 止策として「マイナンバー登録事務に関する横断的ルールの策定」の考えを 示しており、その内容も注視しながら対応していく。